

東南アジア史学会会報 No.43

昭和60年10月

昭和60年度春季総会摘録

昭和60年6月16日、広島大学文学部で開催された。出席者約80名、議長：石井米雄委員。

報告事項

1. 学会役員の交替人事について市川会長より次の人事異動の報告があった。新任委員：浅野静二（庶務）、根本敬（庶務）、加治明（会計兼任）、辞任委員：栗原悟（庶務）、長谷川清（庶務）、鈴木恒之（会計）。
2. 庶務委員報告。青柳委員より新入会員、退会会員の現状及び会報No.42の発行について説明があった。
3. 編集委員報告。石沢委員が『東南アジア—歴史と文化—』No.14の発行及び次号掲載論文等の投稿締切り期日について説明した。
4. 各地区別研究例会報告。関東地区（永積委員）、関西地区（桃木委員）、中国地区（今永委員）、中部地区（明石委員に代わり石井議長が紹介）の各例会開催状況が紹介された。
5. 渉外委員報告。国際東洋学会議が1986年8月ハンブルグで開催される予定について山本委員より説明があり、また、国際アジア歴史学者会議が同年10月シンガポールで開催される準備作業について永積委員より説明があった。さらに、南洋学会の国際会議開催計画と東南アジア史学会との交流計画について陳委員より報告があった。
6. 日本学術会議の会員推薦会議について、本学会推薦候補者が残念ながら最終決定者に選ばれなかったとの市川会長の報告があった。また、日本学術会議の東洋学研究連絡委員会委員に山本達郎委員が再任された旨、同会長より報告があった。
7. 会長選挙管理委員会の委員に次の5委員を委嘱した旨、会長より報告された。青柳洋治、奥平竜二、田中則雄、長岡新治郎、根本敬。
8. 第34回研究大会を昭和60年12月7日（土）、8（日）の両日、東京都八王子市の創価大学で開催する件について陳大会準備委員長より説明があった。

審議事項

1. 昭和59年度決算報告を加治委員が説明し、同報告を承認した。
2. 学会機関誌及び会員名簿の寄贈要請が外国の学術研究機関、図書館から来ているが、本学会の財政から判断して実費（送料込み）購入をお願いしたい旨会長より説明があり、これを了承した。

第10期第4回委員会

昭和60年6月16日、広島大学文学部で総会に先立ち開催した。出席者21名。会長が議長となり、総会提出案件を審議決定した。

地区研究例会

[関東例会]

昭和60年3月23日	「パレンバン王の通商関係」 鈴木恒之	会場：東京外国语大学 A・A 研
4月27日	「日本人漂流民のみた18世紀のボルネオとスールー」 野村亨	
	「新刊紹介」 永積昭	会場：上智会館
5月25日	「東インド国家とインドネシア民族主義」 白石隆	会場：上智大学7号館
7月27日	「フィリピン史のイエスたち」 池端雪浦	会場：東京外国语大学 A・A 研
9月28日	「ジャワの離婚」 中村絢沙子	会場：上智大学10号館

[関西例会]

昭和60年2月23日	「東部インドネシアにおける経済学」 中山敏	会場：京都大学東南アジア研究センター
3月30日	「ミナンカバウにおける初期ムハマディヤー運動」 利光正文	会場同上
4月27日	「南タイ地方国ソンクラーの成立と拡大」 黒田景子	会場同上
6月29日	「三仏斎と旧港」 岩元小百合	会場同上
7月20日	「ビルマにおける近代小説の起源」 堀田桂子	会場同上
9月21日	「ジャワ、フィリピン、クメール——三つの東南アジア研究」 土屋健治、池端雪浦、石沢良昭	

第33回研究大会

昭和60年6月15日（土）、16日（日）両日、広島大学文学部で開催され、約80名の出席者が参集する盛会であった。第1日の研究発表が終了した後、大学に近い「みゆき会館」で懇親会を開催した。約60名の参加者が集まり、伊東隆夫広島大学名誉教授の乾杯挨拶の後、お互いに知的交流を深める機会を楽しんだ。今回の発表者の大多数は若手の助教授、助手、大学院生で占めており、学界の将来を担うニュー・パワーの台頭を物語っている。

6月15日（土）

[開会の辞]	今永清二（広島大学）
[自由発表]	
ヴェトナム黎朝の山地民族支配	鳴尾稔（東京大学・院生）
ヴェトナム黎朝刑律について	佐世俊久（広島大学・院生）
華僑地方国ソンクラーの成立	黒田景子（大谷大学・院生）
タキン党の初期形成過程とその思想的特質、1930～35年	根本敬（国際基督教大学・院生）
ジャワ王侯領のムラについて	宮崎恒二（東京外国语大学）
インドネシアにおける都市研究	山下晋司（広島大学）
ミナンカバウにおける初期ムハマディヤー運動	利光正文（別府大学）
インドネシア古数字について	仲田浩三（鹿児島大学）

6月16日（日）

シンポジウム『東南アジアにおける輸出向け農業の展開と民衆』	
問題提起	加納啓良（東京大学）
インドネシア	植村泰夫（広島大学）
フィリピン	永野善子（名古屋商科大学）

マレー
ヴェトナム
タイ
ビルマ
総会討論
[閉会の辞]

堀井健三（アジア経済研究所）
菊池道樹（法政大学）
北原淳（神戸大学）
斎藤照子（東京外国语大学）
会長 市川健二郎（東京水産大学）

ベトナム黎朝の山地民族支配

鳴尾 稔

ベトナム史における山地民一平地民関係 (mountain minorities vs. lowland Vietnameseのこと。hill people vs. valley people でない。) という主題について、特に黎朝の山地民族支配の変遷を四期に分けて考察する。

第Ⅰ期は黎利による独立から聖宗の即位前までであるが、この時期に父道と呼ばれる山地民族首長の黎朝に対する帰順と抵抗という形で黎朝と山地部の交渉が始まる。この時期の黎朝の政策は、戦後の論功行賞、反乱鎮圧といった面が強く、制度的にはまだ未整備であった。

第Ⅱ期は聖宗期であるが、この時代には全国一律の地方制度の確立と同時に土官制度も確立された。父道の称号は輔導と改められ官制の中に位置づけられた。名称の変更とともに毎年の朝賀が義務づけられ、土官の世襲に際しての承司、憲司による管理が規定された。聖宗の時代には律令的国家がひとまず完成され、「洪徳版圖」に見られるように領域志向が非常に強化された。このような状況下に山地民族首長は行政的に包摂統合された。

第Ⅲ期は16、17世紀の内戦期で、紅河以東の山地部は、武氏の宣光世襲の莫氏高平政権というベト族の小規模な直接支配を経験し、その政治的文化的影響を強く受けた。

第Ⅳ期は莫氏高平政権滅亡後の鄭氏政権統治期である。この時代には経済的交渉（鉱山開発、商業活動）の深化によって山地部政策も多様化する（永佑五年「外藩六條」）。土官制度について見ると、広安・諒山・高平・太原に藩臣を授けられた土官が現われ、「藩臣・輔導」制が成立した。藩臣は辺境防備とくに莫氏残党に対する防備の役割を課され、軍制において黎朝の支配は浸透した。藩臣の18世紀中葉諸反乱に際しての黎朝への忠実な行動は、ランサン王国との関係を保ち続ける紅河以西の首長と明白な差異を示している。

ヴェトナム黎朝刑律について—社・社官を中心として—

佐世俊久

ヴェトナムの代表的な村落には、社 (xã) と称される村落があることは、周知のところであり、この社の問題を扱ったいくつかの研究がある。しかし、この社の研究を特に15世紀という時期に限定した場合、史料的な制約条件があったために、黎朝が開国当初1428年に設置した社官、またこの時期の社と国家との関係については、詳細に立ち入った研究ができるのが実状であった。

ところが、近年、黎朝刑律という法典の研究が進む中で、グエン・ゴック・フイ氏は、その条文の制定年代に関して新たな見解を打ち出し、黎朝の聖宗が1460年代に行なった官制改革以前に制定された条文がかなり含まれるとする。その官制改革は、社の社官が社長に変更されるという内容を含むものであったが、黎朝刑律という法典の722ヶ条の条文を逐一見てゆくと、「社官」という用語が40余ヶ条に、「社長」という用語が1ヶ条にててくる。この黎朝刑律を史料として用いることにより、従来知られていなかった黎朝初めの社官の職掌および社の性格について具体的に検討してみることが、本報

マレー
ヴェトナム
タイ
ビルマ
総会討論
[閉会の辞]

堀井健三（アジア経済研究所）
菊池道樹（法政大学）
北原淳（神戸大学）
斎藤照子（東京外国语大学）
会長 市川健二郎（東京水産大学）

ベトナム黎朝の山地民族支配

鳴尾 稔

ベトナム史における山地民一平地民関係 (mountain minorities vs. lowland Vietnameseのこと。hill people vs. valley people でない。) という主題について、特に黎朝の山地民族支配の変遷を四期に分けて考察する。

第Ⅰ期は黎利による独立から聖宗の即位前までであるが、この時期に父道と呼ばれる山地民族首長の黎朝に対する帰順と抵抗という形で黎朝と山地部の交渉が始まる。この時期の黎朝の政策は、戦後の論功行賞、反乱鎮圧といった面が強く、制度的にはまだ未整備であった。

第Ⅱ期は聖宗期であるが、この時代には全国一律の地方制度の確立と同時に土官制度も確立された。父道の称号は輔導と改められ官制の中に位置づけられた。名称の変更とともに毎年の朝賀が義務づけられ、土官の世襲に際しての承司、憲司による管理が規定された。聖宗の時代には律令的国家がひとまず完成され、「洪徳版圖」に見られるように領域志向が非常に強化された。このような状況下に山地民族首長は行政的に包摂統合された。

第Ⅲ期は16、17世紀の内戦期で、紅河以東の山地部は、武氏の宣光世襲の莫氏高平政権というベト族の小規模な直接支配を経験し、その政治的文化的影響を強く受けた。

第Ⅳ期は莫氏高平政権滅亡後の鄭氏政権統治期である。この時代には経済的交渉（鉱山開発、商業活動）の深化によって山地部政策も多様化する（永佑五年「外藩六條」）。土官制度について見ると、広安・諒山・高平・太原に藩臣を授けられた土官が現われ、「藩臣・輔導」制が成立した。藩臣は辺境防備とくに莫氏残党に対する防備の役割を課され、軍制において黎朝の支配は浸透した。藩臣の18世紀中葉諸反乱に際しての黎朝への忠実な行動は、ランサン王国との関係を保ち続ける紅河以西の首長と明白な差異を示している。

ヴェトナム黎朝刑律について—社・社官を中心として—

佐世俊久

ヴェトナムの代表的な村落には、社 (xã) と称される村落があることは、周知のところであり、この社の問題を扱ったいくつかの研究がある。しかし、この社の研究を特に15世紀という時期に限定した場合、史料的な制約条件があったために、黎朝が開国当初1428年に設置した社官、またこの時期の社と国家との関係については、詳細に立ち入った研究ができるのが実状であった。

ところが、近年、黎朝刑律という法典の研究が進む中で、グエン・ゴック・フイ氏は、その条文の制定年代に関して新たな見解を打ち出し、黎朝の聖宗が1460年代に行なった官制改革以前に制定された条文がかなり含まれるとする。その官制改革は、社の社官が社長に変更されるという内容を含むものであったが、黎朝刑律という法典の722ヶ条の条文を逐一見てゆくと、「社官」という用語が40余ヶ条に、「社長」という用語が1ヶ条にててくる。この黎朝刑律を史料として用いることにより、従来知られていなかった黎朝初めの社官の職掌および社の性格について具体的に検討してみることが、本報

告の目的であった。

その結果、従来一般に社官の職掌として挙げられるのは、戸籍の作成、徵税、兵役徵収、裁判義務であったが、それに加えて警察義務も重要な職掌であったことが条文上から具体的に明らかになった。これらは支配機構の末端としての社官の職掌であったと考えられるが、こうした側面とは別に、当時の閉鎖的な村落の中で、社官は人民生活と密接に関わる職掌をも持っていた。たとえば、離婚の保証、埋葬の移動の保証、穀物の収穫の保証といった具合に、村落の代表的な側面をも有していたことが史料から裏づけられた。

華僑地方国ソンクラーの成立

黒田景子

マレー半島中部東岸に位置するソンクラーはタイの南部地方国のひとつであるが、ナコンシータマラートやパタニ等と共に17世紀以来、タイの貿易根拠地としても知られている。しかし、ソンクラーはアユタヤ崩壊からラタナコーン朝初期にかけてのわずか20年足らずの間に急速な発展をとげて、パタルンに属する小国からタイの地方国としては最高位の1級国の地位を獲得するまでになった。そしてまた、福建省出身の華僑、吳氏一族によって統治されたという特色を持っている。

ソンクラーはアユタヤ時代には、タイの朝貢国パタルンに属していたが、アユタヤが崩壊し、ナコンシータマラートが自立を宣言すると一旦その支配下に入った。トンブリー朝のタークシンはナコンシータマラートを制圧したものの、これを完全におさえることはできず、朝貢国の地位においていた。又、トンブリー朝は、パタニ・ケダー・トレンガヌとの朝貢関係がとだえたことによって南部の貿易根拠値を失ったが、タークシンはソンクラーを首都に属する地方国にひきあげることでこれを港として確保しようとした。そしてその國主には、タークシンと関係の深い福建省出身で、ソンクラーに移住し実力者となっていた吳氏が選ばれた。ラタナコーン朝のラーマ一世はアユタヤ体制の復活をめざし、パタニ・ケダー・トレンガヌとの朝貢関係を復活させると、有力地方国のナコンシータマラートを牽制するためにソンクラーをこれと同格の1級国に昇格させた。しかし、1級国となって朝貢国の監督権を得ることはその通商圏を制することでもあったので、商業的に対立する関係にある両国はしばしば争った。特に英東インド会社の根拠地につながるルートの獲得が両者にとって重要となった。その結果がナコンシータマラートのケダー侵入と言う形であらわれる。しかし、ソンクラーとナコンシータマラートを比べて見ると、鎮守府的な役割が期待されたアユタヤ型の伝統的な1級国であるナコンシータマラートに対し、ソンクラーはむしろ商業的な役割が期待された新興国であるといえる。これから後、ラーマ四世以降に華僑國主をいただく地方国が多数誕生する事実をかんがえると、ソンクラーはその最初のものでありラタナコーン朝下での「1級国」の役目の変質を示すものであるかもしない。

タキン党の初期形成過程とその思想的特質：1930～1935年

根本 敬

1930年6月の結成から1935年3月に第1回党大会を開くまでのタキン党（ドバマー・アスィーアヨウン、我らビルマ人協会）は、基本的に民族主義的啓蒙団体としての性格が強く、具体的な政治目標なり改革案を掲げて現実的にそれと取り組むような運動はせず、民族主義的文書の配布、「ドバマーの歌」の集会、当選を目標としない選挙運動等にその行動を限定していた。また、自らの組織の整備は行わず、党憲章・規約等も一切つくらず、財政基盤も不安定で、党大会すら1935年までまともな形では開かれなかった。彼らの思想はビルマ族・ビルマ文化中心主義に基づいていたと言って良い。それ

告の目的であった。

その結果、従来一般に社官の職掌として挙げられるのは、戸籍の作成、徵税、兵役徵収、裁判義務であったが、それに加えて警察義務も重要な職掌であったことが条文上から具体的に明らかになった。これらは支配機構の末端としての社官の職掌であったと考えられるが、こうした側面とは別に、当時の閉鎖的な村落の中で、社官は人民生活と密接に関わる職掌をも持っていた。たとえば、離婚の保証、埋葬の移動の保証、穀物の収穫の保証といった具合に、村落の代表的な側面をも有していたことが史料から裏づけられた。

華僑地方国ソンクラーの成立

黒田景子

マレー半島中部東岸に位置するソンクラーはタイの南部地方国のひとつであるが、ナコンシータマラートやパタニ等と共に17世紀以来、タイの貿易根拠地としても知られている。しかし、ソンクラーはアユタヤ崩壊からラタナコーン朝初期にかけてのわずか20年足らずの間に急速な発展をとげて、パタルンに属する小国からタイの地方国としては最高位の1級国の地位を獲得するまでになった。そしてまた、福建省出身の華僑、呉氏一族によって統治されたという特色を持っている。

ソンクラーはアユタヤ時代には、タイの朝貢国パタルンに属していたが、アユタヤが崩壊し、ナコンシータマラートが自立を宣言すると一旦その支配下に入った。トンブリー朝のタークシンはナコンシータマラートを制圧したものの、これを完全におさえることはできず、朝貢国の地位においていた。又、トンブリー朝は、パタニ・ケダー・トレンガヌとの朝貢関係がとだえたことによって南部の貿易根拠値を失ったが、タークシンはソンクラーを首都に属する地方国にひきあげることでこれを港として確保しようとした。そしてその國主には、タークシンと関係の深い福建省出身で、ソンクラーに移住し実力者となっていた呉氏が選ばれた。ラタナコーン朝のラーマ一世はアユタヤ体制の復活をめざし、パタニ・ケダー・トレンガヌとの朝貢関係を復活させると、有力地方国のナコンシータマラートを牽制するためにソンクラーをこれと同格の1級国に昇格させた。しかし、1級国となって朝貢国の監督権を得ることはその通商圏を制することでもあったので、商業的に対立する関係にある両国はしばしば争った。特に英東インド会社の根拠地につながるルートの獲得が両者にとって重要となった。その結果がナコンシータマラートのケダー侵入と言う形であらわれる。しかし、ソンクラーとナコンシータマラートを比べて見ると、鎮守府的な役割が期待されたアユタヤ型の伝統的な1級国であるナコンシータマラートに対し、ソンクラーはむしろ商業的な役割が期待された新興国であるといえる。これから後、ラーマ四世以降に華僑國主をいただく地方国が多数誕生する事実をかんがえると、ソンクラーはその最初のものでありラタナコーン朝下での「1級国」の役目の変質を示すものであるかもしない。

タキン党の初期形成過程とその思想的特質：1930～1935年

根本 敬

1930年6月の結成から1935年3月に第1回党大会を開くまでのタキン党（ドバマー・アスィーアヨウン、我らビルマ人協会）は、基本的に民族主義的啓蒙団体としての性格が強く、具体的な政治目標なり改革案を掲げて現実的にそれと取り組むような運動はせず、民族主義的文書の配布、「ドバマーの歌」の集会、当選を目標としない選挙運動等にその行動を限定していた。また、自らの組織の整備は行わず、党憲章・規約等も一切つくらず、財政基盤も不安定で、党大会すら1935年までまともな形では開かれなかった。彼らの思想はビルマ族・ビルマ文化中心主義に基づいていたと言って良い。それ

告の目的であった。

その結果、従来一般に社官の職掌として挙げられるのは、戸籍の作成、徵税、兵役徵収、裁判義務であったが、それに加えて警察義務も重要な職掌であったことが条文上から具体的に明らかになった。これらは支配機構の末端としての社官の職掌であったと考えられるが、こうした側面とは別に、当時の閉鎖的な村落の中で、社官は人民生活と密接に関わる職掌をも持っていた。たとえば、離婚の保証、埋葬の移動の保証、穀物の収穫の保証といった具合に、村落の代表的な側面をも有していたことが史料から裏づけられた。

華僑地方国ソンクラーの成立

黒田景子

マレー半島中部東岸に位置するソンクラーはタイの南部地方国のひとつであるが、ナコンシータマラートやパタニ等と共に17世紀以来、タイの貿易根拠地としても知られている。しかし、ソンクラーはアユタヤ崩壊からラタナコーン朝初期にかけてのわずか20年足らずの間に急速な発展をとげて、パタルンに属する小国からタイの地方国としては最高位の1級国の地位を獲得するまでになった。そしてまた、福建省出身の華僑、吳氏一族によって統治されたという特色を持っている。

ソンクラーはアユタヤ時代には、タイの朝貢国パタルンに属していたが、アユタヤが崩壊し、ナコンシータマラートが自立を宣言すると一旦その支配下に入った。トンブリー朝のタークシンはナコンシータマラートを制圧したものの、これを完全におさえることはできず、朝貢国の地位においていた。又、トンブリー朝は、パタニ・ケダー・トレンガヌとの朝貢関係がとだえたことによって南部の貿易根拠値を失ったが、タークシンはソンクラーを首都に属する地方国にひきあげることでこれを港として確保しようとした。そしてその國主には、タークシンと関係の深い福建省出身で、ソンクラーに移住し実力者となっていた吳氏が選ばれた。ラタナコーン朝のラーマ一世はアユタヤ体制の復活をめざし、パタニ・ケダー・トレンガヌとの朝貢関係を復活させると、有力地方国のナコンシータマラートを牽制するためにソンクラーをこれと同格の1級国に昇格させた。しかし、1級国となって朝貢国の監督権を得ることはその通商圏を制することでもあったので、商業的に対立する関係にある両国はしばしば争った。特に英東インド会社の根拠地につながるルートの獲得が両者にとって重要となった。その結果がナコンシータマラートのケダー侵入と言う形であらわれる。しかし、ソンクラーとナコンシータマラートを比べて見ると、鎮守府的な役割が期待されたアユタヤ型の伝統的な1級国であるナコンシータマラートに対し、ソンクラーはむしろ商業的な役割が期待された新興国であるといえる。これから後、ラーマ四世以降に華僑國主をいただく地方国が多数誕生する事実をかんがえると、ソンクラーはその最初のものでありラタナコーン朝下での「1級国」の役目の変質を示すものであるかもしない。

タキン党の初期形成過程とその思想的特質：1930～1935年

根本 敬

1930年6月の結成から1935年3月に第1回党大会を開くまでのタキン党（ドバマー・アスィーアヨウン、我らビルマ人協会）は、基本的に民族主義的啓蒙団体としての性格が強く、具体的な政治目標なり改革案を掲げて現実的にそれと取り組むような運動はせず、民族主義的文書の配布、「ドバマーの歌」の集会、当選を目標としない選挙運動等にその行動を限定していた。また、自らの組織の整備は行わず、党憲章・規約等も一切つくらず、財政基盤も不安定で、党大会すら1935年までまともな形では開かれなかった。彼らの思想はビルマ族・ビルマ文化中心主義に基づいていたと言って良い。それ

はビルマ族の現状に対する憂いにはじまり、かつての仏教の隆盛や王朝の繁栄を想起させることによって民族的覚醒を促し、経済力の増強、教育の改革、科学知識の吸収、積極的労働などを訴えるものであった。更に英國のビルマ支配に対する反発、完全独立獲得への意欲も示し、特にそれは緬印分離問題をめぐる論争以降明確化した。一方、ヒトラーを理想とするかの如き発言も見られ、それはのちのタキン党に顕著となる、独立闘争に有利な外国の政治思想・理論・運動等を受容して雜居させる姿勢の始まりであったと言えよう。

タキン達の出身は主に小都市や町に集中し、そのため農村を基盤とする下ビルマ農民大反乱（1930～32）の際は何もすることができなかった。しかし逆に、タキン達のビルマ族・ビルマ文化中心主義や、大胆な「完全独立獲得」の主張は、反乱で挫折した僧侶政治家や一部ソウテイン派 GCBA から支持を集めようになつた。

1930年9月に結成された全ビルマ青年連盟との関係については、単にタキン党の幹部が連盟にも加わっていたことのみならず、思想的にも共通点が多く認められるため、兄弟組織同志であったと言うことができる。両者は1935年3月までに本部を共有するようになり、事実上合体した。

1935年3月30日に初めて開催された党大会においては、タキン・コウドーフマインという代表的民族詩人の入党が報告され、民族主義運動における同党の権威を高めるきっかけをつくることに成功した。また中央執行委員会も結成され、以後の発展への本格的な基盤をつくった。

ジャワ王侯領のムラについて

宮崎恒二

植民地期の慣習法研究において、スラカルタ、ヨグヤカルタ各々二つずつの王国から成る王侯領（Vorstenlanden）は、ジャワの他地域（蘭印政府直轄領）とは別個の法圏とみなされていた。王侯領における農村社会の特徴は、采邑制の存在にあり、この制度下において村落共同体が崩壊した、というのが一般的な見方である。王侯領の農村社会が大きく変容したのは事実であるが、前期の見解に関しては若干の留保を必要とする。第一に采邑制は王侯領の全土を覆ったのではない。第二に村落共同体の崩壊の因は、采邑制度自体よりも、むしろ領土縮小に伴う采邑の細分化に求められる。第三に慣習法研究における共同体とは、行政・財産・裁判を有する単位、すなわち（慣習）法共同体であり、ジャワ及び王侯領における法共同体と定義された村落共同体の崩壊とは、何よりもまず自治体としての村落の崩壊を意味することである。王侯領においては1912年から1929年にかけて、自治体として行政村（kelurahan）が創設され、さらに1946年に行政村の統合が実施された。

具体的な農村史を再構成するのは困難であるが、上記のような制度上の変化を念頭に置きつつ、現状を捉えてみることは無意味ではない。筆者が現地調査を実施したヨグヤカルタ特別区スレマン県西部地方は、かつての采邑地帯にあたり、一般的な見解に従えば、大きな変化を遂げた地域である。現在の農民にとって、唯一絶対の社会単位は存在しないが、その意識の中で大きな比重を占めるのは、行政村でもその下部単位である地区（kring）でもなく、固有名を有する最小の社会空間、すなわち集落である。複数の村差配（bekel）によって、長期間、分割・支配されてきたにもかかわらず、集落が呪的・社会的なまとまりの一つを成し、開祖（cikal bakal）の概念を共有することは、かつての慣習法研究の中で言及されつつも実際には等閑視されてきた共同体の宗教的側面に注目する必要性を示している。

はビルマ族の現状に対する憂いにはじまり、かつての仏教の隆盛や王朝の繁栄を想起させることによって民族的覚醒を促し、経済力の増強、教育の改革、科学知識の吸収、積極的労働などを訴えるものであった。更に英國のビルマ支配に対する反発、完全独立獲得への意欲も示し、特にそれは緬印分離問題をめぐる論争以降明確化した。一方、ヒトラーを理想とするかの如き発言も見られ、それはのちのタキン党に顕著となる、独立闘争に有利な外国の政治思想・理論・運動等を受容して雜居させる姿勢の始まりであったと言えよう。

タキン達の出身は主に小都市や町に集中し、そのため農村を基盤とする下ビルマ農民大反乱（1930～32）の際は何もすることができなかった。しかし逆に、タキン達のビルマ族・ビルマ文化中心主義や、大胆な「完全独立獲得」の主張は、反乱で挫折した僧侶政治家や一部ソウテイン派 GCBA から支持を集めようになつた。

1930年9月に結成された全ビルマ青年連盟との関係については、単にタキン党の幹部が連盟にも加わっていたことのみならず、思想的にも共通点が多く認められるため、兄弟組織同志であったと言うことができる。両者は1935年3月までに本部を共有するようになり、事実上合体した。

1935年3月30日に初めて開催された党大会においては、タキン・コウドーフマインという代表的民族詩人の入党が報告され、民族主義運動における同党の権威を高めるきっかけをつくることに成功した。また中央執行委員会も結成され、以後の発展への本格的な基盤をつくった。

ジャワ王侯領のムラについて

宮崎恒二

植民地期の慣習法研究において、スラカルタ、ヨグヤカルタ各々二つずつの王国から成る王侯領（Vorstenlanden）は、ジャワの他地域（蘭印政府直轄領）とは別個の法圏とみなされていた。王侯領における農村社会の特徴は、采邑制の存在にあり、この制度下において村落共同体が崩壊した、というのが一般的な見方である。王侯領の農村社会が大きく変容したのは事実であるが、前期の見解に関しては若干の留保を必要とする。第一に采邑制は王侯領の全土を覆ったのではない。第二に村落共同体の崩壊の因は、采邑制度自体よりも、むしろ領土縮小に伴う采邑の細分化に求められる。第三に慣習法研究における共同体とは、行政・財産・裁判を有する単位、すなわち（慣習）法共同体であり、ジャワ及び王侯領における法共同体と定義された村落共同体の崩壊とは、何よりもまず自治体としての村落の崩壊を意味することである。王侯領においては1912年から1929年にかけて、自治体として行政村（kelurahan）が創設され、さらに1946年に行政村の統合が実施された。

具体的な農村史を再構成するのは困難であるが、上記のような制度上の変化を念頭に置きつつ、現状を捉えてみることは無意味ではない。筆者が現地調査を実施したヨグヤカルタ特別区スレマン県西部地方は、かつての采邑地帯にあたり、一般的な見解に従えば、大きな変化を遂げた地域である。現在の農民にとって、唯一絶対の社会単位は存在しないが、その意識の中で大きな比重を占めるのは、行政村でもその下部単位である地区（kring）でもなく、固有名を有する最小の社会空間、すなわち集落である。複数の村差配（bekel）によって、長期間、分割・支配されてきたにもかかわらず、集落が呪的・社会的なまとまりの一つを成し、開祖（cikal bakal）の概念を共有することは、かつての慣習法研究の中で言及されつつも実際には等閑視されてきた共同体の宗教的側面に注目する必要性を示している。

インドネシア地方都市研究：ウジュン・パンダン市の調査から

山下晋司

東南アジア地域における従来の都市研究は、国家の中心たる首都(primate city)の研究が強調されてきた傾向があるが、「建国」よりも「開発」が強調される今日、むしろ「地方都市」の動態がもっと注目される必要がある。地方都市には、後背地を抱えた地方の中心として、マクロ(国家レベル)でもなくミクロ(村落レベル)でもないいわば「中規模」の社会が成立しており、この「中規模社会」の研究は、論理的にも、今日の社会科学にとって大変挑戦的な課題としてあるように思われる。

本報告においては、1983~84年にかけて調査する機会を得たインドネシア共和国、南スラウェシ州の州都、ウジュン・パンダン市が社会人類学的観点より取り上げられる。ウジュン・パンダンは、1971年まではマカッサルという名で知られ、16世紀にはすでに国際的な港湾都市、商業の町としても有名であった。この町は現在、南スラウェシ州の行政・経済・文化の中心として、背景地の人口を吸収しつつ約70万人のインター・エスニックな都市として発展している。この都市状況を背景に、本報告は、とりわけこの町のトラジャ人移住者の社会を検討する。この着眼はこの人々の社会への報告者の年來の関心の延長上にある。彼らのホームランドは約300キロ北の内陸山地部にあるが、スハルト「新秩序体制」下、特に生態学的な要因から数多くの移住者を出している。この移住は「近代化」の中の「エスニック・イクスピアンション」と考えられ、彼らがこの町を経験・適応・利用する仕方は、今日のインドネシアの地方都市の動態の具体例を提供するものである。

この検討から結論を言えば、ウジュン・パンダンという町が「モラル・コミュニティ」として成立しているかどうかは疑問である。エスニック・モザイクあるいはプルーラリズムによって特徴づけられるこの都市社会のありようは、機能主義的な社会学者の社会モデルあるいは「統合」をうたう政府の社会モデルと対立する可能性を示しており、幻想のモラル・コミュニティである国家と実在のモラル・コミュニティである村落社会の間にあらここでいう「中規模社会」の特徴としてさらに注意深く観察される必要があろう。

ミナンカバウにおける初期ムハマディヤー運動 一支部成立と第19回ムハマディヤー全国会議を中心として—

利光正文

母系制社会ミナンカバウでは、19世紀前半、ワッハーブ派の影響を受けたイスラム改革運動であるパドリ運動が行われるが、オランダの介入により弾圧され、植民地支配が浸透する。第2次のイスラム改革運動は、19世紀末より20世紀前半、メッカ留学生たちによって担われ、カウム・ムダ(若い世代)運動と呼ばれる。この運動の二大勢力は、1918年に設立されたスマトラ・タワリブとムハマディヤーであった。

ムハマディヤーは、1912年K.H.アフマド=ダフランによってジョクジャカルタ(中部ジャワ)に設立された近代的イスラム改革団体である。西スマトラのミナンカバウでは、H.A.カリム=アムルラーにより、1925年スンガイ・バタン村に最初のムハマディヤー支部が設立される。翌年にパダン・パンジャン、さらにシマブル、ブキティンギ等々各地に支部が作られてゆく。支部成立後のムハマディヤーは、金曜礼拝のフトバ(説教)をアラビア語よりマレー語にかえたり、ザカート(喜捨)やフィトラ(宗教税)のムハマディヤーによる管理、伝統的イスラム学校のあり方への批判等の運動を行うことにより、保守派のウラマ層(カウム・トゥア古い世代)と闘争するとともに、1925年植民地政府により出された教師条例にも抵抗する。

さて、1930年ブキティンギで第19回ムハマディヤー全国会議が開かれた。ジャワ以外では最初のこ

インドネシア地方都市研究：ウジュン・パンダン市の調査から

山下晋司

東南アジア地域における従来の都市研究は、国家の中心たる首都(primate city)の研究が強調されてきた傾向があるが、「建国」よりも「開発」が強調される今日、むしろ「地方都市」の動態がもっと注目される必要がある。地方都市には、後背地を抱えた地方の中心として、マクロ(国家レベル)でもなくミクロ(村落レベル)でもないいわば「中規模」の社会が成立しており、この「中規模社会」の研究は、論理的にも、今日の社会科学にとって大変挑戦的な課題としてあるように思われる。

本報告においては、1983~84年にかけて調査する機会を得たインドネシア共和国、南スラウェシ州の州都、ウジュン・パンダン市が社会人類学的観点より取り上げられる。ウジュン・パンダンは、1971年まではマカッサルという名で知られ、16世紀にはすでに国際的な港湾都市、商業の町としても有名であった。この町は現在、南スラウェシ州の行政・経済・文化の中心として、背景地の人口を吸収しつつ約70万人のインター・エスニックな都市として発展している。この都市状況を背景に、本報告は、とりわけこの町のトラジャ人移住者の社会を検討する。この着眼はこの人々の社会への報告者の年來の関心の延長上にある。彼らのホームランドは約300キロ北の内陸山地部にあるが、スハルト「新秩序体制」下、特に生態学的な要因から数多くの移住者を出している。この移住は「近代化」の中の「エスニック・イクスピアンション」と考えられ、彼らがこの町を経験・適応・利用する仕方は、今日のインドネシアの地方都市の動態の具体例を提供するものである。

この検討から結論を言えば、ウジュン・パンダンという町が「モラル・コミュニティ」として成立しているかどうかは疑問である。エスニック・モザイクあるいはプルーラリズムによって特徴づけられるこの都市社会のありようは、機能主義的な社会学者の社会モデルあるいは「統合」をうたう政府の社会モデルと対立する可能性を示しており、幻想のモラル・コミュニティである国家と実在のモラル・コミュニティである村落社会の間にあらここでいう「中規模社会」の特徴としてさらに注意深く観察される必要があろう。

ミナンカバウにおける初期ムハマディヤー運動 一支部成立と第19回ムハマディヤー全国会議を中心として—

利光正文

母系制社会ミナンカバウでは、19世紀前半、ワッハーブ派の影響を受けたイスラム改革運動であるパドリ運動が行われるが、オランダの介入により弾圧され、植民地支配が浸透する。第2次のイスラム改革運動は、19世紀末より20世紀前半、メッカ留学生たちによって担われ、カウム・ムダ(若い世代)運動と呼ばれる。この運動の二大勢力は、1918年に設立されたスマトラ・タワリブとムハマディヤーであった。

ムハマディヤーは、1912年K.H.アフマド=ダフランによってジョクジャカルタ(中部ジャワ)に設立された近代的イスラム改革団体である。西スマトラのミナンカバウでは、H.A.カリム=アムルラーにより、1925年スンガイ・バタン村に最初のムハマディヤー支部が設立される。翌年にパダン・パンジャン、さらにシマブル、ブキティンギ等々各地に支部が作られてゆく。支部成立後のムハマディヤーは、金曜礼拝のフトバ(説教)をアラビア語よりマレー語にかえたり、ザカート(喜捨)やフィトラ(宗教税)のムハマディヤーによる管理、伝統的イスラム学校のあり方への批判等の運動を行うことにより、保守派のウラマ層(カウム・トゥア古い世代)と闘争するとともに、1925年植民地政府により出された教師条例にも抵抗する。

さて、1930年ブキティンギで第19回ムハマディヤー全国会議が開かれた。ジャワ以外では最初のこ

の全国会議においては、中央本部の幹部とミナンカバウの若いリーダー達との間に政治運動をめぐつての意見対立が生じ、政治とは一線を画するという本部方針に不満な者達はムハマディヤーを脱退し、スマトラ・タワリブへ加入した。しかしながら、全体的にみれば会議は成功で、ミナンカバウの各支部は全国会議を開くことのできる力量を示し、ムハマディヤーは、これ以後ミナンカバウの地で着実にその運動を展開させ、カウム・ムグ運動の最大勢力となる。

シンポジウム「東南アジアの輸出向け農業の展開と民衆」

問題提起

加納啓良

東南アジアの近・現代史を、歴史の舞台への「民衆」の登場過程として捉えることには、その起点は、主として19世紀後半以降の東南アジアの各地における輸出向け農業の展開にともなう、経済・政治・社会構造の再編成過程のうちに求められよう。個々の国、地域の実例に即して、その具体的様相を明らかにするとともに、相互比較を通じて東南アジア全域に共通する普遍的要因をも明らかにしたい、というのが本シンポジウムの主旨である。

輸出向け農業の展開によって、東南アジア各地域の社会は世界経済の分業体制のなかに編入されたが、その編入の過程と形態は、產品、生産形態、輸出仕向地などの違いに応じて多様であった。戦前期における輸出向け農業の発展が頂点に達した1920年代後半の統計を見ると、輸出額の点ではその中心地域はマレー、スマトラ、ジャワなどマラッカ海峡をはさむ地域にあったといえる。また、島嶼部ではゴム、砂糖などプランテーション產品が主体であるのに対して、大陸部の輸出は圧倒的に米に偏っていた。仕向け地を見ると、前者は概して欧米市場に依存したが、後者はアジア内貿易(intra Asian Trade)とくに近隣の人口過剰地域である中国とインドおよび島嶼部のプランテーション地域への輸出に依存していたことが注目される。

次に生産形態については、資本、土地、労働力の三生産要素が、やはり国際的、地域的分業関係の展開を通じて供給、結合された点に注意したい。とくに、近隣および域内の人団過剰地域からの労働力供給という要因を抜きにしては、東南アジアの輸出向け農業の発展は理解できない。このことは、その過程に関与した「民衆」の実像把握にも係わってくる。その中には、輸出向け農業の直接生産者と、その利害関係のネットワークに組み込まれた地域住民の双方が含まれることになる。

インドネシア

植村泰夫

報告では、1910年代、とくに第1次世界大戦勃発以降の時期に於けるジャワ糖業と民衆とのかかわりを検討した。この場合、前提を三つ挙げる。第一は民衆の意味内容であり、ここでは村落首長を含まない農民を考えている。第二は、この時期には民衆が糖業と諸々の関係を結ばざるをえない状況を再生産するような社会経済構造=糖業への依存構造が出来ていたことである。第三は、米を中心とする食糧を輸入せざるをえない経済構造の存在である。

さて、好調なすべり出しを見せた10年代ジャワ糖業は、第一次世界大戦勃発当初、テンサク糖の消滅により欧州市場へ再進出し、利益は大きかった。しかし、16年末頃から船腹不足による輸出不振が始まり、糖価も低落、17年はどん底状態であった。18年に入ると、政府の流通への介入などが効を奏し、また戦争終結により国際環境も好転、ジャワ糖業には一転して輸出ブームが到来した。かくて、20年前半までは高値が続いたが、この年の5月から突然の不況に陥り、23年頃までは容易に回復しな

の全国会議においては、中央本部の幹部とミナンカバウの若いリーダー達との間に政治運動をめぐつての意見対立が生じ、政治とは一線を画するという本部方針に不満な者達はムハマディヤーを脱退し、スマトラ・タワリブへ加入した。しかしながら、全体的にみれば会議は成功で、ミナンカバウの各支部は全国会議を開くことのできる力量を示し、ムハマディヤーは、これ以後ミナンカバウの地で着実にその運動を展開させ、カウム・ムグ運動の最大勢力となる。

シンポジウム「東南アジアの輸出向け農業の展開と民衆」

問題提起

加納啓良

東南アジアの近・現代史を、歴史の舞台への「民衆」の登場過程として捉えることには、その起点は、主として19世紀後半以降の東南アジアの各地における輸出向け農業の展開にともなう、経済・政治・社会構造の再編成過程のうちに求められよう。個々の国、地域の実例に即して、その具体的様相を明らかにするとともに、相互比較を通じて東南アジア全域に共通する普遍的要因をも明らかにしたい、というのが本シンポジウムの主旨である。

輸出向け農業の展開によって、東南アジア各地域の社会は世界経済の分業体制のなかに編入されたが、その編入の過程と形態は、產品、生産形態、輸出仕向地などの違いに応じて多様であった。戦前期における輸出向け農業の発展が頂点に達した1920年代後半の統計を見ると、輸出額の点ではその中心地域はマレー、スマトラ、ジャワなどマラッカ海峡をはさむ地域にあったといえる。また、島嶼部ではゴム、砂糖などプランテーション產品が主体であるのに対して、大陸部の輸出は圧倒的に米に偏っていた。仕向け地を見ると、前者は概して欧米市場に依存したが、後者はアジア内貿易(intra Asian Trade)とくに近隣の人口過剰地域である中国とインドおよび島嶼部のプランテーション地域への輸出に依存していたことが注目される。

次に生産形態については、資本、土地、労働力の三生産要素が、やはり国際的、地域的分業関係の展開を通じて供給、結合された点に注意したい。とくに、近隣および域内の人団過剰地域からの労働力供給という要因を抜きにしては、東南アジアの輸出向け農業の発展は理解できない。このことは、その過程に関与した「民衆」の実像把握にも係わってくる。その中には、輸出向け農業の直接生産者と、その利害関係のネットワークに組み込まれた地域住民の双方が含まれることになる。

インドネシア

植村泰夫

報告では、1910年代、とくに第1次世界大戦勃発以降の時期に於けるジャワ糖業と民衆とのかかわりを検討した。この場合、前提を三つ挙げる。第一は民衆の意味内容であり、ここでは村落首長を含まない農民を考えている。第二は、この時期には民衆が糖業と諸々の関係を結ばざるをえない状況を再生産するような社会経済構造=糖業への依存構造が出来ていたことである。第三は、米を中心とする食糧を輸入せざるをえない経済構造の存在である。

さて、好調なすべり出しを見せた10年代ジャワ糖業は、第一次世界大戦勃発当初、テンサク糖の消滅により欧州市場へ再進出し、利益は大きかった。しかし、16年末頃から船腹不足による輸出不振が始まり、糖価も低落、17年はどん底状態であった。18年に入ると、政府の流通への介入などが効を奏し、また戦争終結により国際環境も好転、ジャワ糖業には一転して輸出ブームが到来した。かくて、20年前半までは高値が続いたが、この年の5月から突然の不況に陥り、23年頃までは容易に回復しな

の全国会議においては、中央本部の幹部とミナンカバウの若いリーダー達との間に政治運動をめぐつての意見対立が生じ、政治とは一線を画するという本部方針に不満な者達はムハマディヤーを脱退し、スマトラ・タワリブへ加入した。しかしながら、全体的にみれば会議は成功で、ミナンカバウの各支部は全国会議を開くことのできる力量を示し、ムハマディヤーは、これ以後ミナンカバウの地で着実にその運動を展開させ、カウム・ムグ運動の最大勢力となる。

シンポジウム「東南アジアの輸出向け農業の展開と民衆」

問題提起

加納啓良

東南アジアの近・現代史を、歴史の舞台への「民衆」の登場過程として捉えることには、その起点は、主として19世紀後半以降の東南アジアの各地における輸出向け農業の展開にともなう、経済・政治・社会構造の再編成過程のうちに求められよう。個々の国、地域の実例に即して、その具体的様相を明らかにするとともに、相互比較を通じて東南アジア全域に共通する普遍的要因をも明らかにしたい、というのが本シンポジウムの主旨である。

輸出向け農業の展開によって、東南アジア各地域の社会は世界経済の分業体制のなかに編入されたが、その編入の過程と形態は、產品、生産形態、輸出仕向地などの違いに応じて多様であった。戦前期における輸出向け農業の発展が頂点に達した1920年代後半の統計を見ると、輸出額の点ではその中心地域はマレー、スマトラ、ジャワなどマラッカ海峡をはさむ地域にあったといえる。また、島嶼部ではゴム、砂糖などプランテーション產品が主体であるのに対して、大陸部の輸出は圧倒的に米に偏っていた。仕向け地を見ると、前者は概して欧米市場に依存したが、後者はアジア内貿易(intra Asian Trade)とくに近隣の人口過剰地域である中国とインドおよび島嶼部のプランテーション地域への輸出に依存していたことが注目される。

次に生産形態については、資本、土地、労働力の三生産要素が、やはり国際的、地域的分業関係の展開を通じて供給、結合された点に注意したい。とくに、近隣および域内の人団過剰地域からの労働力供給という要因を抜きにしては、東南アジアの輸出向け農業の発展は理解できない。このことは、その過程に関与した「民衆」の実像把握にも係わってくる。その中には、輸出向け農業の直接生産者と、その利害関係のネットワークに組み込まれた地域住民の双方が含まれることになる。

インドネシア

植村泰夫

報告では、1910年代、とくに第1次世界大戦勃発以降の時期に於けるジャワ糖業と民衆とのかかわりを検討した。この場合、前提を三つ挙げる。第一は民衆の意味内容であり、ここでは村落首長を含まない農民を考えている。第二は、この時期には民衆が糖業と諸々の関係を結ばざるをえない状況を再生産するような社会経済構造=糖業への依存構造が出来ていたことである。第三は、米を中心とする食糧を輸入せざるをえない経済構造の存在である。

さて、好調なすべり出しを見せた10年代ジャワ糖業は、第一次世界大戦勃発当初、テンサク糖の消滅により欧州市場へ再進出し、利益は大きかった。しかし、16年末頃から船腹不足による輸出不振が始まり、糖価も低落、17年はどん底状態であった。18年に入ると、政府の流通への介入などが効を奏し、また戦争終結により国際環境も好転、ジャワ糖業には一転して輸出ブームが到来した。かくて、20年前半までは高値が続いたが、この年の5月から突然の不況に陥り、23年頃までは容易に回復しな

いのであった。

これらの状況に対する糖業側の対応は流通面での規制、19年産糖の生産縮小などであったが、住民経済に最も大きく影響すると考えられる借地料、労賃はどうであったか。これらは、いずれもこの時期に上昇傾向にあり、20年にはかなり高い水準に達している。その要因としては、20年ストに見られる労働運動の展開や、経済要求をある程度は許容しようという政府の方針などが考えられる。

しかし、これらの値上げは、米輸入減少などに起因する物価の急激な上昇に追いつかず、実質借地料、実質賃金は18年頃から大幅に落ち込み、20年はどん底であった。こうした状況下で上農層がむしろ雇用労働の低賃金と作物価格の高価格により利益を上げたのに対し、中小、土地無農は依存構造のゆえに影響を免れず、没落せざるをえないものであった。

フィリピン：糖業労働力の特質と地域構造—パンパンガとネグロスの比較考察—

永野善子

本報告では、フィリピンの代表的糖業地帯——ルソン島中部のパンパンガ州とビサヤ地方ネグロス島西海岸を中心とする西ネグロス州——の二地域における糖業労働力の存在形態について、農業の地域構造、労働力移動、土地所有の構造等を踏まえながら議論する。フィリピンの甘蔗作地帯の場合、一般に経済的カテゴリーとしては「直接的生産者」と把握される階層、すなわち甘蔗作農民または労働者、「エリート」の対概念としての「民衆」の大部分を構成するものと考えることとし、本報告では、輸出経済に取り込まれた直接的生産者たちの経済生活の実像を、彼らと稻作との関連に焦点を当てながら考察する。

19世紀末から20世紀前半のパンパンガ、西ネグロス両州の甘蔗作農業の労働力は、前者が主として刈分小作農であったのに対し、後者は農園労働者であった。パンパンガ州では19世紀半ばに州の中央部北方や西部に甘蔗作地帯が形成される過程で、東部の稻作地帯等から人口が流出し、辺境地の主要労働力を形成した。彼らの多くは刈分小作農であり、20世紀半ばになってもその何割かが小規模ながら経営地で米生産にも従事していたと考えられる。これに対して西ネグロス州では、甘蔗作地帯形成期の19世紀後半にパナイ、セブ島等から人口が流入した。20世紀前半の農園労働力は、基本的には賃労働者として位置づけられるが、農園のなかで米を生産することによってわずかな副収入を得る者が少なからず存在したのである。

したがって、直接的生産者、すなわち民衆に焦点を当てながらパンパンガ、西ネグロス両州の農業の生産構造を比較すると、両州において甘蔗・稻作農業の相互作用、内的連関が確認される。稻作農業が甘蔗作農業の生産形態に与えた影響、あるいはその逆の作用について議論する際に、以上に指摘した直接的生産者の存在形態を考慮に入れる必要があろう。

マレー：輸出向け商品作物栽培の展開と移民労働

堀井健三

マレーシアが英領植民地となったのは1874年であるが、ゴムが主要な輸出商品作物として栽培され、大規模なエステートが形成され始めたのは1900年代初期である。英領マラヤのゴム栽培の発展はマレー半島西海岸に拡がる肥沃な土地、膨大なイギリス資本、それにインド、中国やジャワからの大量の出稼ぎ移民労働者のうえに形成されて来た点に基本的特徴があるといえる。

しかし、移民労働者という場合、ゴム以外にもスズが英領マラヤの発展に大きな影響を及ぼしたことも無視できない。移民労働者の数をみると1910年から'14年までスズ鉱山労働者の数はゴム園のそれを上回っており、その重要性がわかる。スズ鉱山労働者の中心は中国人移民労働者であった。しかし、

いのであった。

これらの状況に対する糖業側の対応は流通面での規制、19年産糖の生産縮小などであったが、住民経済に最も大きく影響すると考えられる借地料、労賃はどうであったか。これらは、いずれもこの時期に上昇傾向にあり、20年にはかなり高い水準に達している。その要因としては、20年ストに見られる労働運動の展開や、経済要求をある程度は許容しようという政府の方針などが考えられる。

しかし、これらの値上げは、米輸入減少などに起因する物価の急激な上昇に追いつかず、実質借地料、実質賃金は18年頃から大幅に落ち込み、20年はどん底であった。こうした状況下で上農層がむしろ雇用労働の低賃金と作物価格の高価格により利益を上げたのに対し、中小、土地無農は依存構造のゆえに影響を免れず、没落せざるをえないものであった。

フィリピン：糖業労働力の特質と地域構造—パンパンガとネグロスの比較考察—

永野善子

本報告では、フィリピンの代表的糖業地帯——ルソン島中部のパンパンガ州とビサヤ地方ネグロス島西海岸を中心とする西ネグロス州——の二地域における糖業労働力の存在形態について、農業の地域構造、労働力移動、土地所有の構造等を踏まえながら議論する。フィリピンの甘蔗作地帯の場合、一般に経済的カテゴリーとしては「直接的生産者」と把握される階層、すなわち甘蔗作農民または労働者、「エリート」の対概念としての「民衆」の大部分を構成するものと考えることとし、本報告では、輸出経済に取り込まれた直接的生産者たちの経済生活の実像を、彼らと稻作との関連に焦点を当てながら考察する。

19世紀末から20世紀前半のパンパンガ、西ネグロス両州の甘蔗作農業の労働力は、前者が主として刈分小作農であったのに対し、後者は農園労働者であった。パンパンガ州では19世紀半ばに州の中央部北方や西部に甘蔗作地帯が形成される過程で、東部の稻作地帯等から人口が流出し、辺境地の主要労働力を形成した。彼らの多くは刈分小作農であり、20世紀半ばになってもその何割かが小規模ながら経営地で米生産にも従事していたと考えられる。これに対して西ネグロス州では、甘蔗作地帯形成期の19世紀後半にパナイ、セブ島等から人口が流入した。20世紀前半の農園労働力は、基本的には賃労働者として位置づけられるが、農園のなかで米を生産することによってわずかな副収入を得る者が少なからず存在したのである。

したがって、直接的生産者、すなわち民衆に焦点を当てながらパンパンガ、西ネグロス両州の農業の生産構造を比較すると、両州において甘蔗・稻作農業の相互作用、内的連関が確認される。稻作農業が甘蔗作農業の生産形態に与えた影響、あるいはその逆の作用について議論する際に、以上に指摘した直接的生産者の存在形態を考慮に入れる必要があろう。

マレー：輸出向け商品作物栽培の展開と移民労働

堀井健三

マレーシアが英領植民地となったのは1874年であるが、ゴムが主要な輸出商品作物として栽培され、大規模なエステートが形成され始めたのは1900年代初期である。英領マラヤのゴム栽培の発展はマレー半島西海岸に拡がる肥沃な土地、膨大なイギリス資本、それにインド、中国やジャワからの大量の出稼ぎ移民労働者のうえに形成されて来た点に基本的特徴があるといえる。

しかし、移民労働者という場合、ゴム以外にもスズが英領マラヤの発展に大きな影響を及ぼしたことも無視できない。移民労働者の数をみると1910年から'14年までスズ鉱山労働者の数はゴム園のそれを上回っており、その重要性がわかる。スズ鉱山労働者の中心は中国人移民労働者であった。しかし、

いのであった。

これらの状況に対する糖業側の対応は流通面での規制、19年産糖の生産縮小などであったが、住民経済に最も大きく影響すると考えられる借地料、労賃はどうであったか。これらは、いずれもこの時期に上昇傾向にあり、20年にはかなり高い水準に達している。その要因としては、20年ストに見られる労働運動の展開や、経済要求をある程度は許容しようという政府の方針などが考えられる。

しかし、これらの値上げは、米輸入減少などに起因する物価の急激な上昇に追いつかず、実質借地料、実質賃金は18年頃から大幅に落ち込み、20年はどん底であった。こうした状況下で上農層がむしろ雇用労働の低賃金と作物価格の高価格により利益を上げたのに対し、中小、土地無農は依存構造のゆえに影響を免れず、没落せざるをえないものであった。

フィリピン：糖業労働力の特質と地域構造—パンパンガとネグロスの比較考察—

永野善子

本報告では、フィリピンの代表的糖業地帯——ルソン島中部のパンパンガ州とビサヤ地方ネグロス島西海岸を中心とする西ネグロス州——の二地域における糖業労働力の存在形態について、農業の地域構造、労働力移動、土地所有の構造等を踏まえながら議論する。フィリピンの甘蔗作地帯の場合、一般に経済的カテゴリーとしては「直接的生産者」と把握される階層、すなわち甘蔗作農民または労働者、「エリート」の対概念としての「民衆」の大部分を構成するものと考えることとし、本報告では、輸出経済に取り込まれた直接的生産者たちの経済生活の実像を、彼らと稻作との関連に焦点を当てながら考察する。

19世紀末から20世紀前半のパンパンガ、西ネグロス両州の甘蔗作農業の労働力は、前者が主として刈分小作農であったのに対し、後者は農園労働者であった。パンパンガ州では19世紀半ばに州の中央部北方や西部に甘蔗作地帯が形成される過程で、東部の稻作地帯等から人口が流出し、辺境地の主要労働力を形成した。彼らの多くは刈分小作農であり、20世紀半ばになってもその何割かが小規模ながら経営地で米生産にも従事していたと考えられる。これに対して西ネグロス州では、甘蔗作地帯形成期の19世紀後半にパナイ、セブ島等から人口が流入した。20世紀前半の農園労働力は、基本的には賃労働者として位置づけられるが、農園のなかで米を生産することによってわずかな副収入を得る者が少なからず存在したのである。

したがって、直接的生産者、すなわち民衆に焦点を当てながらパンパンガ、西ネグロス両州の農業の生産構造を比較すると、両州において甘蔗・稻作農業の相互作用、内的連関が確認される。稻作農業が甘蔗作農業の生産形態に与えた影響、あるいはその逆の作用について議論する際に、以上に指摘した直接的生産者の存在形態を考慮に入れる必要があろう。

マレー：輸出向け商品作物栽培の展開と移民労働

堀井健三

マレーシアが英領植民地となったのは1874年であるが、ゴムが主要な輸出商品作物として栽培され、大規模なエステートが形成され始めたのは1900年代初期である。英領マラヤのゴム栽培の発展はマレー半島西海岸に拡がる肥沃な土地、膨大なイギリス資本、それにインド、中国やジャワからの大量の出稼ぎ移民労働者のうえに形成されて来た点に基本的特徴があるといえる。

しかし、移民労働者という場合、ゴム以外にもスズが英領マラヤの発展に大きな影響を及ぼしたことも無視できない。移民労働者の数をみると1910年から'14年までスズ鉱山労働者の数はゴム園のそれを上回っており、その重要性がわかる。スズ鉱山労働者の中心は中国人移民労働者であった。しかし、

ゴム園労働者を人種別にみると第1表の如くで、インド人が大半を占めている。

1921年にはエステート労働者総数は37万2千人に達し、総人口の11.3%にもなる。また州別にみると1921年のセランゴール州総人口の24%、ヌグリ・スンビラン州では23%と5人に1人の割合がエステート労働者となっている。また、ペラ州とジョホール州でも15%の高率に達している。ではこのような大量な出稼ぎ労働者はインド、中国、ジャワからどのようにして募集調達され、英領マラヤでどのような労働条件で働かされていたのであろうか。また移民労働者はマレイ人の伝統社会にどのようなインパクトを与え、イギリス植民地経営のなかでどのような役割を演じていたのであろうか。これらの問題を考慮する時、基本的に以下の5つの点から研究が一層必要になると思われる。

1. インドからの移民は英領インド、英領マラヤの両植民地政府の行政監督下によって遂行され、比較的保護が行きとどくようになつたのに対し、中国人移民は移民を禁じていた清朝政府の保護がなかったため、募集調達方法、労働条件において苛酷であった。

2. 中国人移民は英領マラヤが成立する以前にすでにgambir、pepper等の輸出向け作物栽培に従事していた。それは阿片と共にマレイ人伝統社会の支配階級にとって重要な財政的基礎の1つであった。

3. 中国人移民労働者に対する苛酷な労働条件は阿片と生活必需品支給制度(truck system)が2つの柱になっていたが、その背後に秘密結社が労働力の供給組織として大きな役割を果たしていた。

4. エステートのほかに小農も輸出向け商品作物を栽培することにより、英領マラヤ全体の輸出志向型農業が成立していた。

5. エステート労働者に安定した食糧供給を確保するため、植民地政府はマレイ人米作農業を保護、促進するようになり、ここに農業における人種別分業体制が成立した。

第1表、人種別エステート労働者数

	1911年	1916年	1921年	1921年
	連合州, Johore, Kedah,海峡植民地	連合州のみ	"	連合州, Johore, Kedah,海峡植民地
インド人	126,665	138,295	121,644	258,341
中国人	58,043	42,831	25,712	70,527
ジャワ人	20,869	7,485	5,732	37,752
マレイ人	19,997	7,496	—	5,302
その他	2,501	—	3,253	—
合計	228,075	196,123	156,341	371,923
英領マラヤ 総人口				3,292,542

出所： Voon Phin keong “Western Rubber Planting Enterprize in South-east Asia, 1876-1921” P.78, Table 10, P.135, Table 19, Appendix I, II
より集計したもの。

※連合州（Federated Malay States）とは Perak 州, Selangor 州, Negeri Sembilan 州および Pehang 州を示す。非連合州と海峡植民地のエステート労働者は含まれていない。

ヴェトナム：仏領期コーチシナにおける米穀経済の展開と自作農育成策

菊池道樹

19世紀後半以降のコーチシナの、米の輸出地帯としての発展の特質を検討する場合、阮朝期—仏領期を貫く経済構造の連續性という視点が重要である。「大南寔録」等によれば、明命期には既に、米の商品化がすすみ、それに対応して農村の階層分化もみられ、彊豪層が土地を集積する一方で民漏などと称される土地無し層が大量に存在していた、という事実を確認できる。従って、19世紀後半以降のコーチシナの経済構造は、サイゴン開港=世界市場への統合による自給自足経済の崩壊→商品経済の浸透、モノカルチュア経済の成立、という図式では説明し尽くせない性格をもつ。

サイゴン開港後の新田開発の主体は、より肥沃な土地を求めて自発的に移住した、コーチシナ在住の農民であった。米の輸出の自由化、運河網の整備という事情に加え、開墾が容易なために多額の資金を要しなかったことも移住による新田開発を促進した要因であった。農民の移住は広範囲に及び、世紀転換期には既に、東部、中部地方から西部地方への、長距離の移住が顕著になりつつあった。

こうした動きに対して植民地政府は、1882年8月22日に公布した、「土地払下げ法」にみられるように、未開墾の無償払下げによる、租税負担能力をもつ分割地所有農型の自作農の育成、保護に重点を置く、農業、土地政策を推進した。それは、植民地支配の安定化には、農民の支持を不可欠とする、為政者としての支配の論理に他ならず、農民の既得権益を侵害するような、フランス人入植者、官吏の大規模な土地払下げ申請を、政府が再三却下したのもこの論理の当然の帰結であった。

だが、こうして土地無し層の自作農化は進展したもの、その経営基盤は脆弱であった。租税の金納化による現金獲得の義務化、モノカルチュア経済に固有の、米価の不安定性、旧来どおりの、営農、生活資金の高利貸しへの依存、等々の要因が絡み合い、自作農の多くは、小作農、雇農への転落を余儀なくされた。

タイ：トゥン・トンラコンの土地争いを中心として

北原 淳

与えられた課題について広域的に扱う用意はないので、チャオプラヤーデルタ東岸のトゥン・トンラコンにおいて1916～17年におきた土地係争についての裁判記録によって、地域における政治的・社会的権力のあり方と農民の土地へのかかわりについて考察をしてみたい。

まずこの時代の時代背景をのべておこう。第1は、奴隸制、賦役制の廃止によって小農民層が創出され、またこの小農民の村落を支配する地方行政制度が根づいた。第2には、紛糾曲折はあったものの、10年代には小農育成が土地政策の面でも定着した。

第2の方向は1890～1905年のランシット運河の建設を土地投機ブームによる大土地所有制度の形成により妨げられた。しかしその後自然災害等による1906～1912年のリセッションの中でブームは鎮静し、1915年のシャム運河会社の廃止とランシット運河の政府移管により再び、自作小農育成策が復活した。1915年の会社廃止直後、会社やその他の関係省がかつて保有していた土地をめぐり、会社の関係省とスクウォッター農民との間に土地争いがおきた。政府は会社の土地の権利を否定し、スクウォッター農民の保有権を保証してゆく方向で裁判が行なわれた。これがトゥン・トンラコンの土地争いの裁判記録としてバンコク国立古文書館ラーマ六世文書の中に収められている。

裁判記録とくに農民たちの証言をみると当時の農業経営や地域の権力状況がかなり明確に浮かびあがってくる。

まず農業経営についてみると、第1運河北岸荒蕪地では、およそ次のような状況であった。入植農民は4～5mに達するアシの繁みを大刀で刈り払い火をつけて灰にした。その後をスキで耕し、モ

ヴェトナム：仏領期コーチシナにおける米穀経済の展開と自作農育成策

菊池道樹

19世紀後半以降のコーチシナの、米の輸出地帯としての発展の特質を検討する場合、阮朝期—仏領期を貫く経済構造の連續性という視点が重要である。「大南寔録」等によれば、明命期には既に、米の商品化がすすみ、それに対応して農村の階層分化もみられ、彊豪層が土地を集積する一方で民漏などと称される土地無し層が大量に存在していた、という事実を確認できる。従って、19世紀後半以降のコーチシナの経済構造は、サイゴン開港=世界市場への統合による自給自足経済の崩壊→商品経済の浸透、モノカルチュア経済の成立、という図式では説明し尽くせない性格をもつ。

サイゴン開港後の新田開発の主体は、より肥沃な土地を求めて自発的に移住した、コーチシナ在住の農民であった。米の輸出の自由化、運河網の整備という事情に加え、開墾が容易なために多額の資金を要しなかったことも移住による新田開発を促進した要因であった。農民の移住は広範囲に及び、世紀転換期には既に、東部、中部地方から西部地方への、長距離の移住が顕著になりつつあった。

こうした動きに対して植民地政府は、1882年8月22日に公布した、「土地払下げ法」にみられるように、未開墾の無償払下げによる、租税負担能力をもつ分割地所有農型の自作農の育成、保護に重点を置く、農業、土地政策を推進した。それは、植民地支配の安定化には、農民の支持を不可欠とする、為政者としての支配の論理に他ならず、農民の既得権益を侵害するような、フランス人入植者、官吏の大規模な土地払下げ申請を、政府が再三却下したのもこの論理の当然の帰結であった。

だが、こうして土地無し層の自作農化は進展したもの、その経営基盤は脆弱であった。租税の金納化による現金獲得の義務化、モノカルチュア経済に固有の、米価の不安定性、旧来どおりの、営農、生活資金の高利貸しへの依存、等々の要因が絡み合い、自作農の多くは、小作農、雇農への転落を余儀なくされた。

タイ：トゥン・トンラコンの土地争いを中心として

北原 淳

与えられた課題について広域的に扱う用意はないので、チャオプラヤーデルタ東岸のトゥン・トンラコンにおいて1916～17年におきた土地係争についての裁判記録によって、地域における政治的・社会的権力のあり方と農民の土地へのかかわりについて考察をしてみたい。

まずこの時代の時代背景をのべておこう。第1は、奴隸制、賦役制の廃止によって小農民層が創出され、またこの小農民の村落を支配する地方行政制度が根づいた。第2には、紛糾曲折はあったものの、10年代には小農育成が土地政策の面でも定着した。

第2の方向は1890～1905年のランシット運河の建設を土地投機ブームによる大土地所有制度の形成により妨げられた。しかしその後自然災害等による1906～1912年のリセッションの中でブームは鎮静し、1915年のシャム運河会社の廃止とランシット運河の政府移管により再び、自作小農育成策が復活した。1915年の会社廃止直後、会社やその他の関係省がかつて保有していた土地をめぐり、会社の関係省とスクウォッター農民との間に土地争いがおきた。政府は会社の土地の権利を否定し、スクウォッター農民の保有権を保証してゆく方向で裁判が行なわれた。これがトゥン・トンラコンの土地争いの裁判記録としてバンコク国立古文書館ラーマ六世文書の中に収められている。

裁判記録とくに農民たちの証言をみると当時の農業経営や地域の権力状況がかなり明確に浮かびあがってくる。

まず農業経営についてみると、第1運河北岸荒蕪地では、およそ次のような状況であった。入植農民は4～5mに達するアシの繁みを大刀で刈り払い火をつけて灰にした。その後をスキで耕し、モ

ミを直接耕地へまいた。収穫労働を含む各種作業の労働力としては、家族労働以外はすべて雇用労働力であり、ゆいの交換労働力に言及した証言はない。家族労働力としては核家族内の労働力以外に、結婚した息子の労働力が加わっている場合があるが、彼らの居住形態は不明である。耕地化途上にある荒蕪地においては耕作は部分的であり、しかも場所も固定的ではない。ただし以上は所有者の不明瞭な未墾の荒蕪地における農法の姿であって、すでに所有が確定し安定的耕地となった土地での農法はこれとちがったものであったかも知れない。

農民が荒蕪地の占有をめぐって争う場合は次のような地域権力状況の中に身をおいて、この中で自らのパトロンを選択することが必要であった。

第1は、地方行政制度が定着し、部長、村長、区長を基軸とした農村社会の秩序が形成され、彼らの正当性が確立しつつあった。これは、旧社会の半ば独立的な地方権力やパトロンの影響力を減じたり、アウトロー的博徒の活躍する政治的真空地帯を減ずるのに貢献したものとみられる。第2は、それにもかかわらず、地方行政制度を担当する役人層の一部をもとり込む形で、インフォーマルな土地の有力者が存在したことである。この中で特記すべきなのは、シャム運河会社の重役である、王族末裔のスワパンやその代理的役割を演じた県裁判所の判事・副事などである。彼らは伝統的サクディナー社会の支配階級としての側面と米の輸出ブームに便乗した商売人としての側面をあわせ持っている。第3は、第1の方向での権力の正当性を高め、第2の影のインフォーマルな権力を阻止しようとする中央権力のバックアップ体制である。スワパン関係省の土地販売の利益を守るために有力者たちが仕組んだ不当な判決をくつがえしたのは、中央の権力であり、その仲介をした県知事であった。土地管理が共同体の手になかった社会では、共同体的秩序の機能する余地はきわめて少なかったとみられる。

昭和59年度東南アジア史学会会計決算報告（昭和59年1月1日～12月31日）

会計委員 鈴木恒之

I. 収入の部

会員会費	507,500
郵便貯金利子	11,065
雑収入	650
前年度繰越金	1,084,840
	1,604,055

II. 支出の部

会報No.40印刷費	45,000
31回大会プログラム・出欠確認用	
ハガキ等印刷費	50,000
32回大会発表者募集ハガキ	
印刷費	6,000
会報No.41、32回大会プログラム等	
印刷費	82,000
委員会費	1,800
事務費	91,321
郵送・通信費	157,830
交通費	470
故有吉会員への弔電	690
	435,111

III. 差引残高(次年度繰越金)	1,168,944
	1,604,055

会計簿を点検した結果、誤りのないことを確認しました。

昭和59年12月31日 会計監査委員 和田久徳㊞

昭和60年10月 発行

発 行 者 東南アジア史学会（市川健二郎）
住 所 〒108 東京都港区港南4-5-7
東京水産大学社会科学研究室
電 話 03-471-1251 内線341
郵便振替 東京都9-132640 東南アジア史学会
